

安全管理について

練馬区福祉部障害者施策推進課

障害者サービス調整担当課

-
- <内容>
- 1 利用者の安全管理について
 - 2 安全計画の策定
 - 3 自動車を運行する場合の所在の確認
 - 4 区立施設の実施(福祉園、こども発達支援センター)

1 利用者の安全管理について

- 令和5年度の省令改正において、障害児通所支援事業所には自動車を運行する場合の所在の確認、安全計画の策定等が定められました。
- 障害福祉サービス事業所(生活介護等)においては、送迎車への安全装置の設置、安全計画の策定は義務ではありませんが、利用者の安心・安全確保の取組を推進することは必要です。
- 令和5年度省令改正の概要、区立施設の取組等をご紹介します。参考にさせていただき、各事業所においても引き続き利用者の安全確保の取組をすすめてください。

2 安全計画の策定

(対象:全ての障害児通所支援事業所、障害児入所施設)

(1) 安全計画の策定

事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修および訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画(安全計画)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じること。

(参考)

詳しくは(資料1)「障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」をご参照ください。安全計画に関する詳細、作成例等が記載されています。

2 安全計画の策定

(対象: 全ての障害児通所支援事業所、障害児入所施設)

- (2) 従業者に対する周知および研修・訓練の実施
従業者に対し、安全計画について周知するとともに、研修および訓練を定期的に実施すること。
- (3) 保護者に対する安全計画に基づく取組内容等の周知
障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。
- (4) 定期的な安全計画の見直し・変更
定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。

3 自動車を運行する場合の所在の確認

(対象: 児童発達支援センター、児童発達、放課後等デイサービス)

(1) 自動車を運行する場合の所在の確認

障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、**障害児の乗車および降車の際**に、**点呼その他**の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、**障害児の所在を確認**しなければならない。

(参考) 事業者が取り組むべき内容等は、「こどものバス送迎・安全 徹底マニュアル」 参照

東京都障害者サービス情報URL

<https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=052-041>

3 自動車を運行する場合の所在の確認

(対象: 児童発達支援センター、児童発達、放課後等デイサービス)

(2) 送迎車両における安全装置の設置義務化

障害児の送迎を目的とした車両を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて障害所の所在の確認を行わなければならない。

(経過措置) 令和6年3月31日までの間、安全装置の設置が難しい場合は、車内の安全確認を実施する等の代替措置を講ずることとして差し支えない。

(対象となる車両) 原則として送迎に使用される自動車のうち、座席が2列以下の自動車を除くすべての自動車が安全装置に係る義務付けの対象となる。

4 区立施設の取組①

(区立福祉園)

(1) 安全管理マニュアルの策定

既存の危機管理マニュアルの送迎バスの安全運行に関する項目の見直しを行い、安全な送迎やトラブル等発生時の対応などを定めるマニュアルとして作成した。新たに安全管理体制の項目を加え、安全運行についての役割・責任を明確化した。

(2) 送迎バスの対応・点呼方法

送迎バス全てに置き去り防止安全装置を設置。安全確認等について、登園時、降園時、外出時の場面に分けて具体的な役割・行動をマニュアルに明記した。既存の出欠表を使用し、福祉園、乗務員双方が点呼・降車確認を行っている。

(3) その他

区立福祉園の通園バスの運行は、事業者に委託して行っている。今回策定した安全管理マニュアルにより、安全運行について福祉園と事業者の役割が明確化された。

4 区立施設の取組②

(こども発達支援センター)

(1) 安全計画の策定

安全計画策定PTを設置。既存マニュアルの見直しと不足部分の洗い出しを行い、担当者を決めて作成。既存のマニュアルと一本化して、周知・活用しやすい冊子とした。

(2) 送迎バスの対応・点呼方法

バス3台全てに降車時確認式安全装置を設置。バス会議を実施し、こどものバス送迎・安全徹底マニュアルを確認。同マニュアルのチェックシートをバス毎に作成し、毎日運転手が点呼や降車確認に活用。記入済みのチェックシートは児童発達管理責任者も確認。

(3) その他

今回策定した安全計画は、児童発達支援・放課後等デイサービス以外の、居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援・障害児一時預かり事業においても共通して取り組むべき項目が含まれているため、今後様々な場面で有効に活用していきたい。

参考資料

<資料1> 令和5年7月4日付こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡
障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について

<資料2> 練馬区立福祉園通園バス運行における安全管理マニュアル

<資料3> 安全計画(こども発達支援センター)